

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第 10 議案第 11 号 開成町企業の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。みなみ地区工業専用地域において、企業立地時の税制面に関する優遇措置の適用期間を延長することで引き続き当該地域の企業立地の促進を図りたいので、開成町企業の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 11 号 開成町企業の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町企業の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 5 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、改正の趣旨について御説明いたします。

開成町南部地区の工業専用地域を中心に、新たに町外から本町に立地を行う企業や既に町内で操業している企業が事業拡大を図る目的で事業所を移転等する場合に、奨励措置を講じて、町民の雇用の機会の創出により町民生活の向上に寄与することを目的として平成 26 年 1 月 1 日施行した開成町企業の立地促進等に関する条例の適用期間は、平成 31 年 3 月 31 日となっています。しかしながら、みなみ地区工業専用地域の誘致は完了していないため、適用期間の一部の改正を行います。

目的は、この 2 区画のうち 1 区画は立地済みですが、1 区画の誘致が完了していない状況ですので、引き続き立地を完了させる目的に立地後の税制面優遇措置を継続してまいります。

それでは、1 ページをお開きください。

開成町条例第 号。

開成町企業の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町企業の立地促進等に関する条例（平成 25 年開成町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右が改正前、左が改正後でございます。

まず、固定資産税の不均一課税、第4条、この中の第1号、第2号及び第3号の条文と記載を同様とするため、第1号の「事業」を「事業をいう」に改めます。

第4条第1項第3号、条文中の「学術・開発研究機構」を「学術・開発研究機関」に改めます。

変更の届け出、第7条は、「規則で定めるところによる」を加えます。

奨励措置の適用の決定の取り消し等、第8条は、「規則で定めるところによる」を加えます。

裏面をお開きください。

奨励措置の適用の承継、第9条の第2項は、「定める書類を添えて」を「定めるところにより」に改めます。

附則、経過措置、経過措置の期間は平成34年3月31日までと延長する。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので討論を行います。討論はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですから、採決を行います。

議案第11号 開成町企業の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。